

# 労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に関わる情報をお知らせいたします

事業所の名称	スリーエスシステム株式会社
対象期間	2025年1月1日～2025年12月31日

労働者派遣事業に係る情報提供	
① 派遣労働者の数	7名 (2025年12月31日現在)
② 派遣先の数	2社 (2025年度派遣先事業所数 実数)
③ 労働者派遣に関する料金の平均額	45,072円 (1日8時間当たり 全業務平均)
④ 派遣労働者の賃金の平均額	23,641円 (1日8時間当たり 全業務平均)
⑤ マージン率	47.5% (計算式: $(③ - ④) \div ③ \times 100$ ) 小数点第2位以下を四捨五入
<b>【マージン率に含まれるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主負担分の社会保険料 (健康保険、厚生年金保険、介護保険)</li><li>・ 事業主負担分の労働保険料 (労災保険、雇用保険)</li><li>・ 派遣労働者が年次有給休暇および特別休暇 (慶弔等) を取得した際に支払う賃金</li><li>・ 派遣労働者の健康診断費用</li><li>・ 派遣労働者の退職金積立</li><li>・ 派遣労働者の教育研修費用、資格取得支援費用</li><li>・ 派遣労働者の労務管理に要する人件費および事務費</li><li>・ 事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、通信費等の諸経費</li><li>・ 営業利益</li></ul>	
⑥ 教育訓練に関する事項	キャリアアップに資する教育訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 内容: 業務に必要な専門別教育、情報セキュリティ教育、コンプライアンス教育を実施。</li><li>・ 対象者: 新規採用者及び派遣就業中の労働者</li><li>・ 方法: 座学及びOJTにより実施。</li><li>・ 賃金支給: 有給</li></ul>
⑦ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の締結の有無	労使協定締結の有無 締結している 対象となる派遣労働者の範囲 全ての派遣労働者 協定の有効期間 2026年4月1日～2027年3月31日 ※協定書は毎年4月1日付で1年の更新をしています